

株式会社トータル建築確認評価センター
住宅性能評価検査料金

令和 7 年 4 月 25 日

○新築住宅性能評価手数料（一戸建て住宅）（税込）単位：円

面積	設計評価手数料	建設評価手数料
200㎡未満	72,000	104,000
200㎡以上500㎡未満	86,000	123,000
500㎡以上	108,000	185,000

1. 申請提出後の設計変更が生じて、これに伴い計算書等の再審査が必要であると弊社が判断した場合は、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
2. 申請時に添付された構造計算書の再計算を行う、あるいは、大幅な是正が生じて弊社が再審査の必要があると判断した場合は、追加の審査手数料（33,000円 税込）を徴収、若しくは、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
3. 三重県内の離島や三重県以外の遠隔地での建設評価は、地域割増手数料を別途見積もりにより加算します。
4. その他変更に係る審査及び長期使用構造等確認審査等の他の証明を取得している場合は、別途見積もりといたします。
5. 「室内空気中の化学物質の濃度等」に関する測定は別途見積もりといたします。
6. 検査の追加のある場合は、1回につき15,000円を申し受けます。
7. 既存住宅性能評価手数料は別途見積もりといたします。

○変更設計評価申請（評価書の記載に係わる事項で、新たに評価書を交付する場合）（税込）単位：円

誤記の是正等	12,000
構造以外の項目	12,000×評価項目数
構造関係	23,000

1. ※変更関係の料金は各々の項目の合計とします。（但し、合計は新築住宅性能評価手数料料金を上限とする）
2. 長期使用構造等確認を併用申請により軽微変更該当証明書が必要な場合、この発行手数料は上記に含まれているものとします。
3. 上表以外の変更に係る審査は別途見積もりといたします。

○記載事項変更届、変更申告書（評価書等の交付なし）（税込）単位：円

誤記の是正等	3,000
構造以外の項目	7,000×評価項目数
構造関係	12,000

1. ※変更関係の料金は各々の項目の合計とします。（但し、合計は新築住宅性能評価手数料料金を上限とする）
2. 長期使用構造等確認を併用申請により、軽微変更該当証明書が必要な場合、この発行手数料は上記に含まれているものとします。
3. 上表以外の変更に係る確認審査は別途見積もりといたします。

○新築住宅性能評価手数料（一戸建て住宅）「住宅型式住宅部分等製造者認証住宅」（税込）単位：円

面積	設計評価手数料	建設評価手数料
200㎡未満	53,000	80,000
200㎡以上500㎡未満	62,000	105,000
500㎡以上	83,000	147,000

1. 型式住宅部分等製造者認証住宅の建設住宅性能評価の検査回数は2回といたします。
2. 三重県内の離島や三重県以外の遠隔地での建設評価は、地域割増手数料を別途見積もりにより加算します。
3. その他の変更に係る審査及び長期使用構造等確認審査等の他の証明を取得している場合は、別途見積もりといたします。
4. 「室内空気中の化学物質の濃度等」に関する測定は別途見積もりといたします。
5. 検査の追加のある場合は、1回につき15,000円を申し受けます。
6. 既存住宅性能評価手数料は別途見積もりといたします。

○新築住宅性能評価手数料（共同住宅）

（税込）単位：円

面積	設計評価手数料	建設評価手数料
4戸以下	69,000 + (7,000×戸数)	308,000 + (10,000×戸数)
5戸以上10戸未満	150,000 + (7,000×戸数)	434,000 + (10,000×戸数)
10戸以上20戸未満	286,000 + (7,000×戸数)	739,000 + (10,000×戸数)
20戸以上30戸未満	566,000 + (7,000×戸数)	962,000 + (10,000×戸数)
30戸以上40戸未満	825,000 + (7,000×戸数)	1,171,000 + (10,000×戸数)
40戸以上50戸未満	1,100,000 + (7,000×戸数)	1,474,000 + (10,000×戸数)
50戸以上60戸未満	1,298,000 + (7,000×戸数)	1,724,800 + (10,000×戸数)

1. 60戸を超える場合は別途見積もりいたします。
2. 申請時に添付された構造計算書の再計算を行う、あるいは、大幅な是正が生じて弊社が再審査の必要があると判断した場合は、追加の審査手数料（基本の審査手数料の1/2の額 税込）を徴収、若しくは、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
3. 住宅性能評価料金は消費税が加算されています。
4. 三重県内の離島や三重県以外の遠隔地での建設評価は、地域割増手数料を別途見積もりにより加算します。
5. 変更に係る審査、追加の検査変更に係る審査及び長期使用構造等確認審査等の他の証明を取得している場合は、別途見積もりといたします。
6. 「室内空気中の化学物質の濃度等」に関する測定は別途見積もりといたします。
7. 検査の追加のある場合は、1回につき20,000円を申し受けます。
8. 既存住宅性能評価手数料は別途見積もりといたします。